

定 款

地域医療連携推進法人 アンマ

平成29年3月1日 作 成

平成29年3月7日 公 証 人 認 証

平成29年3月8日 法 人 成 立

一般社団法人 アンマ 定款

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人アンマと称し、英文では Amami Nanbu Medical Care Association 略称を ANMA と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を鹿児島県大島郡瀬戸内町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、医療連携推進方針に基づき、医療・介護に関する連携推進業務を行い、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資することを目的とする。

(医療連携推進区域)

第4条 本法人の医療連携推進区域は、鹿児島県大島郡宇検村、瀬戸内町とする。

(医療連携推進業務)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医療従事者の資質向上に関する共同 研修
- (2) 医薬品・医療機器の共同購入の調整、その他の物質の共同購入
- (3) 参加法人に対する資金の貸付け、債務の保証、基金を引き受ける者の募集
- (4) 医療連携推進方針に沿った連携を推進するための医療・介護の提供に関する事業

第6条 本法人は、医療連携推進方針に沿った連携を推進するため、前条に掲げる事業のほか、地域住民への医療・介護に関する教育活動に関する事業を行う。

第3章 基金

第7条 本法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及

び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第4章 社員

(法人の構成員)

第8条 本法人は、本法人の医療連携推進方針に賛同する以下の法人等であつて、次条の規定により、本法人の社員となつた者をもつて構成する。

- (1) 本法人の医療連携推進区域において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する法人
- (2) 本法人の医療連携推進区域において、介護事業又は地域包括ケアシステムの構築に資する事業に係る施設又は事業所を開設又は管理する法人
- (3) 本法人の医療連携推進区域において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する個人
- (4) 本法人の医療連携推進区域において、介護事業又は地域包括ケアシステムの構築に資する事業に係る施設又は事務所を開設又は管理する個人
- (5) (1)又は(2)の法人のうち、医療法第70条第1項の参加法人になることを希望しない法人
- (6) 本法人の医療連携推進区域において、医療従事者を養成する機関を開設する者
- (7) 本法人の医療連携推進区域において、医療に関する業務を行う地方公共団体その他医療連携推進業務に関する業務を行う者

(社員の資格の取得)

第9条 本法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を得なければならない。

- 2 本法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第10条 以下の者については、社員としない。

- (1) 本法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員若しくは当該役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- (2) 本法人と利害関係を有する営利事業を営む個人又は当該個人の配偶者若しくは三親等以内の親族
- (3) 本法人の参加法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員

- (4) 本法人の参加法人と利害関係を有する営利事業を営む個人
- (5) 前各号に掲げる者に類するもの

(経費の負担)

第 11 条 本法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(参加法人の義務)

第 12 条 第 8 条の(1)又は(2)の参加法人が、次に掲げる事項を決定するに当たっては、あらかじめ、本法人に意見を求めなければならない。

- (1) 予算の決定又は変更
- (2) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)の借入れ
- (3) 重要な資産の処分
- (4) 事業計画の決定又は変更
- (5) 定款又は寄附行為の変更
- (6) 合併又は分割
- (7) 目的たる事業の成功の不能による解散

(退社)

第 13 条 社員は、やむを得ない理由のあるときは、その旨を届出て、社員総会の承認を得なければならない。

(除名)

第 14 条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第 15 条 前 2 条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 11 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第5章 社員総会

(構成)

第16条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第17条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は担保に供することに係る承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 社員総会は、定時社員総会として毎年度12月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第20条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第21条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第22条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 第1項の規定にかかわらず、解散の決議は、総社員の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

- 第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印する。

(代理)

- 第24条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を本法人に提出しなければならない。

(決議・報告の省略)

- 第25条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
- 2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

第6章 役員

(役員の設定)

- 第26条 本法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上5名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第 27 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事及び監事を選任するに当たって、それに含まれる各役員の子族等の数は、役員の子数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 3 理事のうち少なくとも 1 人は、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体の代表者又は診療に関する学識経験を有する者で、医療連携推進業務の効果的な実施のために必要な者であることとする。
- 4 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 5 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

第 28 条 以下の者については、役員としない。

- (1) 本法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員若しくは当該役員の子偶者若しくは三親等以内の子族
- (2) 本法人と利害関係を有する営利事業を営む個人又は当該個人の子偶者若しくは三親等以内の子族
- (3) 本法人の参加法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員
- (4) 本法人の参加法人と利害関係を有する営利事業を営む個人
- (5) 前各号に掲げる者類するもの

(役員の子務及び権限)

第 29 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、子務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 代表理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の子務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は、理事の子務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。また、監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の子期)

第 30 条 理事の子期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の子結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の子期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された役員の子期は、前任者の子期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第 28 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第 31 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員 の 報酬等)

第 32 条 理事及び監事に対して社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(代表理事に欠員が生じた場合)

第 33 条 代表理事が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表理事は、新たに選任される代表理事が就任するまで、代表理事としての権利義務を有する。

(取引の制限)

第 34 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本法人との取引
 - (3) 本法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 35 条 本法人は、理事又は監事の法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 本法人は、理事、監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、1 円以上で本法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのい

づれか高い額とする。

第7章 理事会

(構成)

第36条 本法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 規則の制定、変更及び廃止

第38条 代表理事の選定及び解職は、鹿児島県知事の認可をもって、その効力を生じる。

(招集)

第39条 理事会は代表理事が招集する。この場合代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

- 2 代表理事は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。
- 3 理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事及び監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。
- 4 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。

第40条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事とする。

(決議)

第41条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件をみたしたときは、理事会の決議があったとみなす。

(議事録)

第 42 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印する。

(理事会規則)

第 43 条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第8章 地域医療連携推進評議会

(構成)

第 44 条 本法人に地域医療連携推進評議会を置く。

2 地域医療連携推進評議会は、医療又は介護を受ける立場にある者、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者をもって構成する。

3 地域医療連携推進評議会の定員は、16 名以内とする。

4 地域医療連携推進評議会の構成員は、理事会において、第 2 項に掲げる者の中から選任する。

(権限)

第 45 条 地域医療連携推進評議会は、本法人が第 12 条の意見を述べるに当たり、本法人に対し、必要な意見を述べることができる。

2 地域医療連携推進評議会は、参加法人が開設する病院等の機能分担及び業務連携の目標に照らし、本法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができる。

3 本法人は、前項の意見を尊重するものとする。

(開催)

第 46 条 地域医療連携推進評議会は、毎年度 8 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 47 条 地域医療連携推進評議会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 地域医療連携推進評議会の構成員は、代表理事に対し、地域医療連携推進評議会の目的である事項及び招集の理由を示して、地域医療連携推進評議会の招集を請求することができる。

第9章 資産及び会計

(資産)

第48条 本法人の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

2 本法人の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

(基本財産)

第49条 本法人の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

(1) 設立当時の財産

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別な理由のある場合には、理事会及び社員総会の承認を得て、処分し、又は担保に供することができる。

(事業年度)

第50条 本法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年一期とする。

(事業計画及び予算)

第51条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第52条 本法人は、毎会計年度終了後2箇月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、資金調達の支援及び出資の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細書(以下「事業報告書等」という。)を作成しなければならない。

2 本法人は、前項の貸借対照表及び損益計算書を作成した時から10年間、当該貸借対照表及び損益計算書を保存しなければならない。

3 本法人は、事業報告書等について、監事の監査を受けなければならない。

4 本法人は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について公認会計士又は監査法人(以下「公認会計士等」という。)の監査を受けなければならない。

- 5 本法人は、前2項の監事及び公認会計士等の監査を受けた事業報告書等について、理事会の承認を受けなければならない。

第53条 本法人の理事は、前条第5項の承認を受けた事業報告書等を社員総会に提出しなければならない。

- 2 本法人の理事は、前項の社員総会の招集の通知に際して、社員に対し、前条5項の承認を受けた事業報告書等を提供しなければならない。
- 3 第1項の規定により提出された貸借対照表及び損益計算書は、社員総会の承認を受けなければならない。
- 4 本法人の理事は、第1項の規定により提出された事業報告書等（貸借対照表及び損益計算書を除く。）の内容を社員総会に報告しなければならない。

第54条 本法人は、前条第3項の承認を受けた貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならない。

第55条 本法人は、次に掲げる書類を主たる事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

- (1) 事業報告書等、監事の監査報告書及び定款
- (2) 公認会計士等の監査報告書

- 2 本法人は、社員総会の日から1週間前の日から5年間、事業報告書等（財産目録は除く。）、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書を主たる事務所に備え置かなければならない。

第56条 本法人は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書を鹿児島県知事に届け出なければならない。

第57条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。

(医療連携推進目的取得財産残額の算定)

第58条 代表理事は、毎事業年度、当該事業年度の末日における医療連携推進目的取得財産残額を算定し、財産目録に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第59条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

第 60 条 この定款の変更は、鹿児島県知事の認可をもって、その効力を生じる。

第 61 条 本法人は、事務所の所在地又は公告の方法に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を鹿児島県知事に届け出なければならない。

(解散)

第 62 条 本法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
 - (2) 社員総会の決議
 - (3) 社員の欠亡
 - (4) 破産手続開始の決定
- 2 本法人は、総社員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、前項第 2 号の社員総会の決議をすることができない。
- 3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の事由により解散する場合は、鹿児島県知事の認可を受けなければならない。

第 63 条 本法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

- 2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本法人が解散した場合には、鹿児島県知事にその旨を届け出なければならない。
- 3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。
 - (1) 現務の結了
 - (2) 債権の取立て及び債務の弁済
 - (3) 残余財産の引渡し

(医療連携推進認定の取消し等に伴う贈与)

第 64 条 本法人が医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合には、社員総会の決議を経て、医療連携推進目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該医療連携推進認定の取消しの日から 1 箇月以内に、国若しくは地方公共団体、公的医療機関の開設者（医療法第 31 条に定める公的医療機関の開設者をいう。以下同じ。）、財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないものに贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 65 条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公的医療機関の開設者、財団法人たる医療法人又は社団法人たる医療法人であって持分の定めのないものに贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 66 条 本法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、鹿児島県において発行する南海日日新聞に掲載する方法による。

第 12 章 雑則

第 67 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の決議を経て定める。

第 68 条 本定款が定める第 38 条、第 56 条、第 60 条、第 61 条、第 62 条第 3 項、第 63 条第 2 項は地域医療連携推進法人の認定の日からその効力を生じ、地域医療連携推進法人認定取り消しの日からその効力は消滅する。

附則

(最初の事業年度)

- 1 本法人の最初の事業年度は、本法人成立の日から平成 29 年 9 月 30 日までとする。

(設立時の役員等)

- 2 本法人の設立時役員は、次に掲げる者とする。ただし、第 38 条の規定にかかわらず、下記の者を設立時代表理事とする。

設立時理事 桂 久和

設立時理事 元田 信有

設立時理事 鎌田 愛人

設立時理事 信友 浩一

設立時代表理事 桂 久和

設立時監事 川井 黎子

(設立時社員の名称又は氏名及び住所)

- 3 本法人の設立時社員の名称又は氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋大湊 7 番地

設立時社員 医療法人馨和会

住所 鹿児島県大島郡宇検村大字湯湾字下朝戸 915 番地

設立時社員 鹿児島県 宇検村

住所 鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字船津 23 番地

設立時社員 鹿児島県 瀬戸内町

附則

この改正定款は、鹿児島県知事の認可のあった日（令和 年 月 日）から施行する。